

## 浜松市放課後児童健全育成事業主任支援員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市放課後児童健全育成事業主任支援員（以下「主任支援員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「主任支援員」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）第10条第3項に掲げる者のうち、浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱第2条第2項に掲げる放課後児童会育成会が実施する放課後児童健全育成事業について、その活動を支援する者をいう。

### (秘密の保持)

第3条 主任支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (依頼)

第4条 主任支援員は、第2条に規定する者に、市長が依頼する。

2 主任支援員は、浜松市職員の身分を有しない。

### (謝礼)

第5条 主任支援員に対し、1時間につき、浜松市が定める額を報償として支給する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。